

教育委員会会議 定例会

令和5年4月12日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 1 号 令和5年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について

第 2 号 令和5年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について

2 報 告 事 項

(1) やまなし教員等育成指標の改定について

3 その他報告

な し

議案 第 1 号

令和5年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について

令和5年度山梨県教科用図書選定審議会委員(20人)を次のとおり決定する。

教科用図書選定審議会委員(別紙)

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条の規定に基づき、委嘱・任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案 第 2 号

令和5年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について

令和5年度山梨県教科用図書選定審議会に対し次のとおり諮問する。

諮問第一項

令和5年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

- 1 小学校用教科用図書の採択基準について
- 2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択基準について

諮問第二項

教科用図書採択権者に供する採択参考資料について

- 1 小学校用教科用図書を採択する採択権者に供する採択参考資料について
- 2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」を採択する採択権者に供する採択参考資料について

諮問第三項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

- 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
- 2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について
- 3 採択の公正確保について

諮問第四項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和6年度使用教科用図書の採択について

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条の規定に基づき、諮問する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(令和5年4月12日 定例教育委員会)

課名

義務教育課

件名	令和5年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について 令和5年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について
経緯	<p>○ 令和5年度採択について</p> <ul style="list-style-type: none">・令和6年度から小学校で使用する教科書と特別支援教育関係教科書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択替えを行う。※中学校の教科書においては、令和2年度に採択した同一の教科書を使用する。 (無償措置法施行令 第15条) <p>○ 選定審議会の設置について</p> <ul style="list-style-type: none">・県教育委員会は、市町村教育委員会及び義務教育諸学校(公立以外)の校長の行う採択事務について、適切な指導、助言、援助を行う。(無償措置法10条)・県教育委員会は、指導、助言、援助を行う際、毎年度選定審議会を設置し、審議会の意見をきかなければならない。(無償措置法11条) <p>○ 選定審議会委員について</p> <ul style="list-style-type: none">・委員は、本県の条例により20人とされており、以下のとおり構成される。1 義務教育諸学校の校長及び教員2 県教育委員会の指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村教育委員会の教育長、委員及び指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員3 教育に関し学識経験を有する者 <p>(山梨県教科用図書選定審議会の定数に関する条例、無償措置法施行令9条)</p> <p>○ 選定審議会への諮問事項について</p> <ul style="list-style-type: none">・審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。(無償措置法施行令8条)1 採択基準の作成2 選定に必要な参考資料の作成3 その他指導、助言又は援助に関する重要事項4 県立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関する事項
内容	令和5年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について 令和5年度山梨県教科用図書選定審議会委員(案)(別紙)
内容	令和5年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について
内容	1 令和5年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について
内容	2 教科用図書採択権者に供する採択参考資料について
内容	3 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について
内容	4 県立特別支援学校(小学部及び中学部)の令和6年度使用教科用図書の採択について

(令和5年4月12日 定例教育委員会)

課室名 教育企画室

件名	「やまなし教員等育成指標」の改定について
経緯	<p>○やまなし教員等育成指標とは 教員のキャリアに応じて示した資質の向上に関する指標。教員はこれに基づき、自身に必要となる資質能力を把握し、教育委員会は研修計画の立案に活用。</p> <p>平成29年11月 やまなし教員等育成指標 策定 令和2年3月 やまなし教員等育成指標 一部改訂 令和4年5月 教育公務員特例法の一部改正（令和5年4月1日施行） 令和4年7月 第1回教員育成協議会 指標改定の方針を確認 令和4年8月 文部科学省 改正教育公務員特例法に基づく指標策定の指針改正 令和4年9月 第2回教員育成協議会 教員指標の改定案の検討 令和4年10月 第3回教員育成協議会 教員指標の改定修正案の検討 校長、養護・栄養教諭の指標改定案検討</p>
内容	<p>○指標改定の趣旨 現行の学習指導要領の実施、GIGAスクール構想による一人一台端末の導入、中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」、教員免許更新制の発展的解消など、教育事情の変化に対応するため、見直しを実施。</p> <p>○指標改定の方向性 従来の指標に加え、次の事項を反映及び参照、項目・内容を整理し指標の充実を図る</p> <p>①国の指針等の反映 ・改正教育公務員特例法に基づく指標策定の指針改正（文部科学省 令和4年8月） ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中教審答申 令和3年1月）</p> <p>②県の方針等の反映 ・山梨県教育振興基本計画 ・令和4年度山梨県学校教育指導重点</p> <p>③他都道府県の教員育成指標における考え方や表現を参照</p> <p>○指標改定のポイント</p> <p>【教員育成指標】 ・教員に必要な資質能力を再整理するとともに、内容の充実化 ・国の改正指針を踏まえ、従来の指標に加え、「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応」「ICTや情報・教育データの利活用」を追加 ・本県における課題に対応できる資質能力の向上を図るため「いじめ等への対応」や「働き方改革の推進」など、県独自の視点を追加</p> <p>【養護教諭及び栄養教諭育成指標】 ・国が公表した養護教諭、栄養教諭に関する資料の反映、修正</p> <p>【校長指標】 ・国の改正指針を踏まえ、従来のマネジメント力とともに、アセスメント力、ファシリテーション力を追加</p>